

難病患者に対する障害福祉サービスについて

平成29年4月1日から「障害福祉サービスなど(※1)」の対象となる疾病が、332から358へ拡大されました。

対象となる方は、障害者手帳(※2)をお持ちでなくても、必要とみとめられた支援が受けられます。

※1 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業(障がい児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

○お問い合わせ
本庁 健康福祉課福祉係
☎ 43-2116 (課直通)

平成29年度慰霊巡拝参加者募集

厚生労働省および高知県では、平成29年度の慰霊巡拝に参加を希望する方を募集しています。慰霊予定地は次のとおりですが、地域ごとに募集人員、募集時期などが異なっています。参加資格など詳

細については、左記担当係または各遺族会長までお問合せください。

◆対象地域

- ① 沿海地方
- ② インドネシア
- ③ 硫黄島
- ④ トラック諸島
- ⑤ フイリピン
- ⑥ マーシャル・ギルバート諸島

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係
☎ 43-2116 (課直通)

老朽住宅除去事業について

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。

◆対象住宅

- ・ 町内にある個人住宅であること
- ・ 空き家(1年以上使用している方がいない)であること
- ・ 木造であること
- ・ 抵当権、賃借権などが設定されていないこと(土地を含む)
- ・ 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと(築後30年経過など)

・ 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある住宅であること

◆申請者

次の①～③のいずれかに該当する方で町税などの滞納がないこと。

① 登記簿上の所有者

② ①の方の相続人代表者

③ ①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

◆対象工事

次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象です。

① 建設業などの許可を受けた業者に負わせる除去工事であること

② 住宅すべてを除去する除去工事であること(住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・便所を備えていること。住宅であることが確認できれば、一部除去済みであっても可とする場合があります。)

③ 他の制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること(ブロック塀の除去工事は対象外)

◆補助金額
除去工事費の10分の8(上限100万円)を補助します。

◆受付期間
7月3日(月)～8月18日(金)

◆結果通知
9月20日(水)までに審査の結果(交付、不交付)を通知します。

◆注意事項

・ 補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。

・ 補助金の受け取りには、工事費の領収書などが必要です。

・ 住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

○お問い合わせ
本庁 まちづくり課土木係

☎ 43-2115 (直通)

佐賀支所建設課土木係
☎ 55-3700 (直通)

